

## 野生大麻・不正けし撲滅運動実施中

北海道では毎年6月1日から9月30日までの4か月間を「野生大麻・不正けし撲滅運動」の期間として啓発活動を実施しています。

大麻は葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると、幻覚や妄想など精神障害や生殖障害を引き起こす、体にとって大変危険なものです。

毎年、野生大麻、不正けしの除去を行っています。また、管内で野生大麻を不正に採取し、検挙される事件も発生しています。

撲滅運動期間中、町では北見保健所とともに、町民の皆さんの協力を得て抜き取り作業を実施します。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去の協力をお願いします。

- 問合せ 北見保健所 (☎ 24-4171)  
北見警察署訓子府駐在所 (☎ 47-2410)  
役場町民課環境衛生係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

## 6月29日に第59回連合消防演習

1市4町(北見市・訓子府町・置戸町・美幌町・津別町)8消防団(団員約300人・消防車20台)による北海道消防協会網走地方支部北見分会連合消防演習が、訓子府町で開催されます。消防精神の高揚と技術の錬磨や指揮統率、命令の徹底などを目的としています。

通常の訓練の分列行進では、訓子府中学校吹奏楽部が行進曲を演奏するほか、特別訓練として今年、7月17日に江別市で開催される全道消防操法大会に、本町から網走管内代表として出場する訓子府消防団の出場団員(5人)による訓練成果も披露されます。

さらにアトラクションとして、群馬県で開催される全国高等学校総合文化祭群馬大会マーチングバンド・バトントワリング部門に出場する訓子府高校吹奏楽部のマーチングバンド演奏も行われます。

大勢の方のご観覧をお願いします。

- とき 6月29日(日)8時45分
- ところ 訓子府小学校グラウンド
- 訓練内容 分列行進・歓迎放水・小隊訓練・消防ポンプ操法・北海道消防操法出場隊「チームハヤブサ隊」による小型ポンプ操法・訓子府高校吹奏楽部による演奏・模擬火災訓練



## 火災のない楽しいレジャー 行楽シーズンの火災予防

ハイキングやキャンプなど、屋外での活動が増える行楽シーズンになりました。火災のない楽しいレジャーにするために、次のことに注意しましょう。

- タバコは灰皿のある決められた場所で吸うか、携帯灰皿に入れるなど投げ捨ては絶対にやめましょう。
- ごみ類は火災発生の原因になるので、各自できちんと持ち帰りましょう。
- 火気を取り扱うときは、完全に消火するまでその場を離れないようにしましょう。

### 旅館・ホテルなどを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう。
  - タバコの火は完全に消えたことを確認し、寝タバコは絶対にやめましょう。
  - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう。
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

■ 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

### 危険物取扱者 消防設備士試験

- とき 6月8日(日)
- ところ 北見工業大学

### 危険物取扱者保安講習

- とき 7月2日(水)3日(木)
- ところ 北見市民会館
- 受付期間 6月22日(日)まで

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象者に平成19年の所得で計算した保険料をお知らせするため、7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

### ◇保険料の納め方と納付方法◇

次の1または2の方法で納めていただきます。

#### 1. 年金から差し引かれて納める(特別徴収)

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。

#### 2. 納付書や口座振替で納める(普通徴収)

次に当てはまる方は、町から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

- 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上の方

◇普通徴収の納期は6期となっております。納期限は下記のとおりです。

| 期別  | 納期            |
|-----|---------------|
| 第1期 | 7月16日～7月31日   |
| 第2期 | 8月16日～8月31日   |
| 第3期 | 9月16日～9月30日   |
| 第4期 | 10月16日～10月31日 |
| 第5期 | 11月16日～11月30日 |
| 第6期 | 12月10日～12月20日 |

### 既に年金から差し引かれている方

☆これからも年金からお支払いいただきます。

### まだ年金から差し引かれていない方

①年金の年額が18万円未満の方  
②介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上になる方  
☆納付書または口座振替で納めていただきます。

③被用者保険(社会保険など)の被保険者(本人)だった方  
☆10月に支給される年金から差し引きが始まります。  
☆4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。  
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

④被用者保険(社会保険など)の被扶養者だった方  
☆10月に支給される年金から差し引きが始まります。  
☆4月から9月までの保険料は、かかりません。  
注)被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。  
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

### 4月2日以降に加入した方

☆年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。  
注)加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。  
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます

### ■ 問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合(☎ 011-290-5601)  
福祉保健課医療給付係(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)